

資料

資料 4



平成21年12月24日

金融・資本市場にかかる制度整備 についての骨子(案)に係る意見

1. 清算集中の対象及び清算機関制度
2. デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方

株式会社東京金融取引所
Tokyo Financial Exchange Inc.

※掲載されている情報の内容については万全を期していますが、その内容を保証するものではありませんので、これらの情報によって生じた如何なる損害についても、本取引所および本取引所への情報提供者は一切の責任を負いかねます。

1.清算集中の対象及び清算機関制度

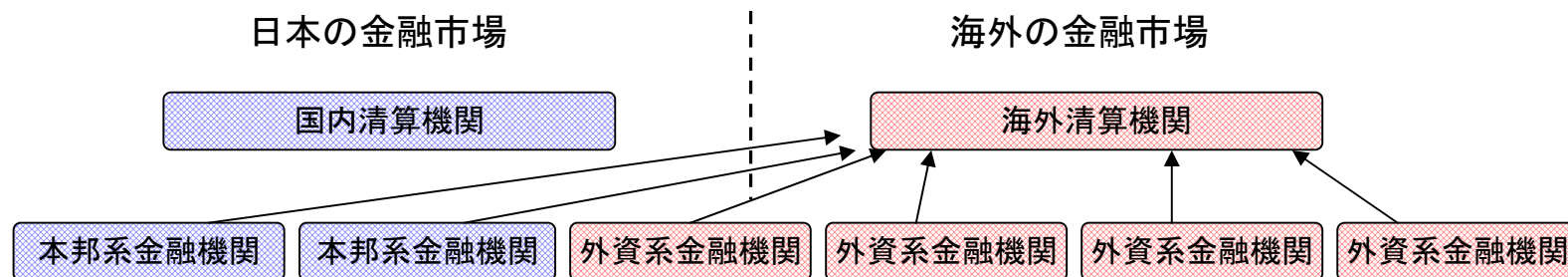
(1)日本で約定した店頭デリバティブ取引(標準化された金利スワップ取引及びCDS)は、国内の清算機関に清算集中することを義務付けるべきである。

日本で取引された店頭デリバティブ取引の大部分が海外清算機関で清算された場合:

- ① 国内金融機関が日本国内で行う店頭デリバティブ取引の大部分が海外清算機関に流出し、日本の重要な金融インフラが欠けることになる。
- ② 清算のみならず、円建ての取引の決済も海外で行われることとなり、本邦系金融機関等の利便性が悪くなる。
- ③ 日本の当局は、取引情報を海外の清算機関から取得しなければならない。

日本の金融市場において店頭デリバティブ取引の清算機関という重要な金融インフラが欠けた場合には、アジア市場における日本金融市場のプレゼンスが著しく低下する惧れがある。

〔日本の重要な金融インフラである清算機能が空洞化した姿〕



2. デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方

- (1) 投資家保護・取引の公正の確保についての規制及び当該整備状況等から、市場デリバティブ取引(取引所取引)と店頭デリバティブ取引には、勧誘規制に相応の差を設けるべきである。具体的には、店頭デリバティブ取引は不招請勧誘禁止とし、取引所取引は再勧誘の禁止で十分である。

なぜならば、(適合性の原則を満たしたうえで)投資家に対してより良い投資対象を説明する機会を奪うことは、投資家保護に欠けることになる惧れがある。

また、過度の規制は、政府が掲げる「貯蓄から投資へ」の政策に反し、日本の金融市場活性化を阻害しかねない。

- (2) 若し、デリバティブ取引一般について、不招請勧誘禁止の規制を入れるべきであるという意見があるのであれば、
- ① 改正商品取引所法との平仄を勘案し、ロスカット制度が導入されている取引所取引については、不招請勧誘禁止とすべきではない。又は
 - ② リテールのデリバティブ全般を不招請勧誘禁止とし、FXやCFDだけでなく、日経225やTOPIXも対象とする公平な取扱いとすべきである。